

令和3年8月10日

ベビーシッター派遣事業
割引券等取扱事業者 各位

公益社団法人全国保育サービス協会

令和3年度ベビーシッター派遣事業の特例措置の対象確認について

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業等に関連した「ベビーシッター派遣事業実施要綱」の令和3年度における取り扱い等について（令和3年3月26日府子本第402号）において、「臨時休業等」が行われた場合には、1日の利用枚数の上限を引き上げる等の特例措置を適用できる旨通知しています。

この「臨時休業等」の解釈のうち、照会が多かった「登園自粛要請」については、令和2年12月8日付内閣府事務連絡において、

- ① 自治体から管内全ての認可保育所等に対して「登園自粛要請」を行っている場合
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が確認されたことに伴い、認可保育所等が「登園自粛要請」を行っている場合

につき、特例の対象となる旨示しております。

一方、緊急事態宣言等が出された場合の認可保育所等については、現在は感染防止策を徹底しつつ、原則開所することになっており、国から一律の自粛は求めておりません。

このため、小学校や保育園等が臨時休業または自治体からの登園自粛要請がなされていないにもかかわらず、対象者の判断で休業（登園自粛）を行った場合には、特例措置の対象とならないことにご留意ください。

したがって、①に基づく「登園自粛要請」を理由に特例措置を利用する場合には、対象利用者から提出された自治体からの要請内容をよく確認し、割引券を受領するようお願いします。

なお、参考として特例の対象となる場合及び対象とならない場合の自治体からの案内を例示させていただきます。

以上、特例措置に係る取扱いの徹底をよろしくお願いいたします。